

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年7月21日(2016.7.21)

【公表番号】特表2015-519165(P2015-519165A)

【公表日】平成27年7月9日(2015.7.9)

【年通号数】公開・登録公報2015-044

【出願番号】特願2015-516703(P2015-516703)

【国際特許分類】

D 0 6 F 75/16 (2006.01)

【F I】

D 0 6 F 75/16

【手続補正書】

【提出日】平成28年5月25日(2016.5.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

底壁によって少なくとも部分的に境界付けられる水蒸発チャンバを有するハウジングと、

前記ハウジングによって収容され、前記水蒸発チャンバの前記底壁を加熱する加熱素子と、

前記ハウジングに接続され、少なくとも1つのスチーム出口開口を規定する底板と、

前記水蒸発チャンバ内部に、前記底壁と離間された関係で前記底壁の上に広がるように配置されるスチーム透過性スクリーンであって、前記水蒸発チャンバを、少なくとも部分的に前記スチーム透過性スクリーンの下部に配置される蒸発ゾーンと、少なくとも部分的に前記スチーム透過性スクリーンの上部に配置されるスチームゾーンとに分ける、スチーム透過性スクリーンと、

前記水蒸発チャンバから分離した液体水リザーバ、並びに(i)前記液体水リザーバに流体連結される水入口、(ii)前記液体水リザーバから前記蒸発ゾーン内へと排出される水が前記スチーム透過性スクリーンに接触して通過しないように前記蒸発ゾーン内へと直接排出する水出口、及び(iii)前記蒸発ゾーンに供給される水の流量を調節するための注入バルブ又は他の水計量手段を有する液体水供給チャネルと、

前記スチームゾーンから始まるスチーム入口、及び前記底板内の前記少なくとも1つのスチーム出口開口内へと排出するスチーム出口を有するスチーム排出チャネルと、を有する、スチームアイロン。

【請求項2】

前記スチーム透過性スクリーンは、0.2mmから5mmまでの範囲内の平均サイズを有する複数の開口を規定する、請求項1に記載のスチームアイロン。

【請求項3】

前記スチーム透過性スクリーンは、メッシュのリニアセンチメートルあたり2個から50個までの開口を有するメッシュを規定する、請求項1又は2に記載のスチームアイロン。

【請求項4】

前記スチーム透過性スクリーンは、メッシュのリニアセンチメートルあたり5個から10個までの開口を有するメッシュを規定する、請求項3に記載のスチームアイロン。

【請求項 5】

前記スチーム透過性スクリーンは、少なくとも部分的にアルミニウム、アルミニウム合金、及びステンレス鋼のうちの少なくとも1つによって作られる、請求項1乃至4の何れか一項に記載のスチームアイロン。

【請求項 6】

前記スチーム透過性スクリーンは、少なくとも部分的にセラミック材及び高温ポリマーのうちの少なくとも1つによって作られる、請求項1乃至5の何れか一項に記載のスチームアイロン。

【請求項 7】

複数のスチーム排出チャネル及び前記底板内に複数のスチーム出口開口を有し、各スチーム排出チャネルは、前記スチームゾーンから始まるスチーム入口と、少なくとも1つのスチーム出口開口内へと排出するスチーム出口とを有する、請求項1乃至6の何れか一項に記載のスチームアイロン。

【請求項 8】

前記蒸発ゾーン及び前記スチームゾーンは、専ら前記スチーム透過性スクリーンを介して流体連結する、請求項1乃至7の何れか一項に記載のスチームアイロン。

【請求項 9】

前記蒸発ゾーンは、前記スチーム透過性スクリーンを通って前記スチームゾーン内へと広がることのない液体水のプールを含む、請求項1乃至8の何れか一項に記載のスチームアイロン。

【請求項 10】

前記スチーム透過性スクリーンと前記水蒸発チャンバの前記底壁との間の平均距離は、少なくとも3mmである、請求項1乃至9の何れか一項に記載のスチームアイロン。

【請求項 11】

前記スチーム透過性スクリーンと前記水蒸発チャンバの前記底壁との間の平均距離は、3mmから15mmまでの範囲内である、請求項1乃至10の何れか一項に記載のスチームアイロン。

【請求項 12】

前記水蒸発チャンバの前記底壁は、前記底板の上部の相互に異なるレベルに配置される底板平行平坦域を規定する2つの壁部と、2つの前記平坦域を相互に接続させる底板非平行壁部とを含み、したがって液体水は、前記2つの平坦域のうちの高い平坦域から前記2つの平坦域のうちの低い平坦域まで、前記底板非平行壁部にわたって流れることができる、請求項1乃至11の何れか一項に記載のスチームアイロン。

【請求項 13】

前記底板非平行壁部は、前記平坦域のうちの前記高い平坦域から前記2つの平坦域のうちの前記低い平坦域まで水を導く下向きに傾斜した開口チャネルを備える略平面の表面を含む、請求項12に記載のスチームアイロン。

【請求項 14】

前記水出口は、前記底壁の最も低い場所よりも高い前記底壁の場所へと、液体水を排出する、請求項12又は13に記載のスチームアイロン。

【請求項 15】

前記スチーム透過性スクリーンは、前記水蒸発チャンバの前記底壁と略平行に広がる、請求項1乃至14の何れか一項に記載のスチームアイロン。